

無料です！

「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用してみませんか！

※コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

「ワーク・ライフ・バランス」で人材確保・健康確保しましょう！

- ◆長時間労働を見直したい。（勤務間インターバル導入等）
- ◆年次有給休暇を取りやすくしたい。（時間単位年休・計画年休導入等）
- ◆特別休暇制度を導入したい。（ボランティア休暇・不妊治療休暇導入等）
- ◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる。
- ◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている。



～ご利用方法～

☆コンサルタント制度は次のような方法でご利用いただけます。（無料）

◆コンサルティング

コンサルタントが事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

◆説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、コンサルタントを講師として派遣します。

～働き方改革を進めるため～

「働き方改革推進支援 助成金」を活用してみませんか！

☆中小企業事業主の皆さま向け下記のコースがあります。

◆勤務間インターバル導入コース

（平成31年4月より、「勤務間インターバル制度導入」が、努力義務化されました。）

⇒勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を推進します。

◆労働時間短縮・年休促進支援コース ※本年度の交付申請は一旦停止しました。

（令和2年4月より時間外労働の「上限規制」が、適用されました。）

⇒生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を推進します。

◆労働時間適正管理推進コース

（令和2年4月より「労務管理書類」の保存期間が、延長されました。）

⇒生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備を推進します。

☆事業主団体の皆さま向けの下記コースがあります。

◆団体推進コース

⇒事業主団体などが、傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取り組みを推進します。